

	タイ	ベトナム	インドネシア	フィリピン	ミャンマー	シンガポール
広告税の導入有無	○	○	○	○	○	×
関連する法規則	・仏暦2510年看板税法(Singboard Tax Act) 1991年改正 ・仏暦2535年省規則No.5	・広告法(Advertising Law No.12/2012/QH13)	・2009年法律第28号(Local Taxed and Retribution Law No.28 of 2009) ・各地域の規則	・1991年地方政府法(Local Government Code of 1991)とその施行規則	* ヤンゴン市ではサイズによりヤンゴン市開発委員会(Yangon City Development Committee, YCDC)と地域開発委員会(Township Development Committee)が徴収	-
看板税の算出方法	1. タイ語のみの場合 →500平方cmあたり3パーツ 2. タイ語が外国語の上に表示される場合、またはタイ語と外国語が一行で表示され、タイ語の表示が外国語と同等またはより大きい場合 →500平方cmあたり20パーツ 3. 外国語のみの場合、またはタイ語と外国語が一行で表示され、タイ語の表示が外国語より小さい場合 →500平方cmあたり40パーツ	1. 40平方m以上の看板 →600,000ベトナムドン/ライセンス/看板 2. 30~40平方m以上の看板 →500,000ベトナムドン/ライセンス/看板 3. 20~30平方m上の看板 →400,000ベトナムドン/ライセンス/看板 4. 10~20平方m上の看板 →200,000ベトナムドン/ライセンス/看板 5. 10平方m以下の電子看板 →100,000ベトナムドン/ライセンス/看板	看板の設置場所、サイズ、期間、材料による。	看板のサイズ、タイプ、宣伝目的、設置場所による。	看板の設置場所、サイズ、タイプによる。	-
商標を看板で使用する際の注意点	看板税は、看板のサイズ、使用する言語、表示するタイ語の位置に左右されるため、看板に商標を使用する場合には考慮する必要がある。	・ロゴのサイズは看板面積の20%を超えることができない。 ・ベトナム語と外国語を使用する場合、外国語のサイズはベトナム語のサイズの4分の3を超えることができない。(広告法第18.2条に従い、看板の他ビルボードや新聞にも適用) ・外国語はベトナム語の下に配置する必要がある。 ・外国語のみの看板は認められない。	言語、サイズを問わず、如何なる商標も看板に使用することができる。ただし、宣伝対象の製品や内容等によっては細かな規則があるため、個別に確認することをお勧めする。	言語、サイズを問わず、如何なる商標も看板に使用することができる。	言語、サイズを問わず、如何なる商標も看板に使用することができる。	-

資料協力 S&I International Bangkok Office Co.,Ltd.(タイ)